

昭和二十八年七月三十日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小林 鑄君

委員 昌三君 理事 田嶋 好文君

理事 吉田 安君 理事 古屋 貞雄君

理事 花村 四郎君

押谷 富三君 林 信雄君

高橋 禎一君 中村三之丞君

猪俣 浩三君 木下 郁君

佐竹 晴記君 木村 武雄君

岡田 春夫君

出席國務大臣 犬養 健君

出席政府委員 内閣官房長官 福永 健司君

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(刑事局長) 岡原 昌男君

法務事務官(保護局長) 齋藤 三郎君

法務事務官(人権擁護局長) 戸田 正直君

委員外の出席者 判事(最高裁判所事務総局人事局長) 鈴木 忠一君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

七月二十九日

委員押谷富三君辞任につき、その補

欠として麻生太賀吉君が議長の指名

で委員に選任された。

同月三十日

委員麻生太賀吉君辞任につき、その

補欠として押谷富三君が議長の指名

で委員に選任された。

本日(の)の会議に付した事件

刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)

人権擁護に関する件

法務行政に関する件

○小林委員長 これより会議を開きます。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。これにて、本案に対する質疑は終結いたしました。お諮りいたします。本案に対する討論はこれを省略し、ただちに採決を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

この際本案に対する修正案が提出されておりますので、趣旨説明を求めます。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたしました。その内容は、

刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二十五条ノ二第一項前段の改正規定を削る。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

以上であります。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

執行猶予者を保護観察に付すること、その趣旨においてはけつこうなことでありと考へますが、今回は、この改正を一応以上の理由のもとに削除するのがよいと思われ、いずれ保護観察機構の整備充実を見た上、この点を新たに附加することが、よりよいと考えるのであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。本修正案について御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ修正案に対する質疑はこれをもって終局いたします。お諮りいたします。この際本案並びに修正案はこれを討論に付すべきでございますが、討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、ただ目の執行猶予に保護観察を付することとし、初度の執行猶予に保護観察を付することとし、今後保護観察機構を整備充実させた時期において実施することが適当な措置であり、ことに執行猶予者は、少年あるいは仮出獄者とはその取扱ひ上区別するのが、この制度本来の目的達成のために必要であると考えますので、政府はこれらの諸点を考慮し、すみやかに執行猶予者の保護観察に関する独立の法律を国会に提出し、これが有効適切な実施をはかることが妥当であると考えるのであります。初度目の

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

○小林委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。従いまして刑法等の一部を改正する法律案は修正議決されました。

この際本案に対する附帯決議案が提出されておりますので、その趣旨説明を聴取いたします。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案には附帯決議案を付したいと存じます。その案文を先に申し上げます。

附帯決議

政府は、保護観察制度の完璧を期するため、予算その他これに必要な諸般の措置を講ずるとともに、初度目の執行猶予についても、保護観察に付することができる等適切な法案を準備し、速やかに、国会に提案すべきである。

右決議する。

趣旨は、簡単に申し上げますが、短期自由刑の功罪につきましても、実際官においても学者におきましても、多大の疑問を持つのみならず、執行猶予制度は相当の成績をあげることが世界的の大勢であります。しかしながら何らの裏づけのない執行猶予制度というもの、これはある程度国家の怠慢というてもしかるべき事情が発生したものであります。いたずらなる放漫的態度は、かえつて法の威信を害するのみならず、犯人の更生をはかる意味においても適当な措置でないのであります。これまたいわゆる執行猶予に何らかの裏づけをするということは、

世界的な学者の学説であるのみならず、大勢でもあります。そこで執行猶予制度を拡大するとともに、保護観察制度を樹立する、これはわが国におきましてもすでにあることでありますけれども、成人に対します保護観察制度なるものは、画期的なる制度であります。政府におかれましては十二分にこの制度の研究をなされ、すみやかに保護観察制度の完璧なる立法をなされまして、それとともにまた初度目の執行猶予者についても考慮する、かようなことが適当ではないかと存じまして、この附帯決議の案を提案した次第であります。皆さんの御賛成をいただきます。

○小林委員 本附帯決議案について御発言はありますか。——別に御発言がなければお諮りいたします。ただいま提案の通り附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小林委員 起立総員、よつてただいま提案の通り附帯決議を付するに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました二法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員 御異議なしと認めさようとりはからいます。

〔委員長退席 佐瀬委員長代理着席〕

○佐瀬委員長代理 これより人権擁護に関する件及び法務行政に関する件に

ついて調査を行います。本件について発言の通告がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 前の委員会で法務大臣に調査をお願いした件であります。が、労働党の北海道中央本部の書記長である札幌市会議員の山田長吉君が、先般検事の公訴の取下げによつて公訴の棄却が行われたのであります。この点については、去年の四月七日に山田長吉君に対して白鳥事件に關連する脅迫の容疑があると見られ逮捕状が出されまして、その後三十数日間におわつて不当に拘留が続けられ起訴が行われて、その後公判に付されたのでございまして、ところが突如先日起訴の行われたこの事件に対して検事側が公訴の取下げを行ったというふうな、最近あまり類例を見ない例が出ています。ございまして、われ／＼から見た限りにおいては、当初から今度のこの事件については犯罪の容疑が全然ないというふうなことでわれ／＼は主張いたして参りましたし、本人自身もその事実のないことを主張いたしておたのであります。しかも先ほど申しました通り、本人が札幌市会議員であるがために、名誉の毀損をされたことと合わせて重大であるだけに、今度の公訴の取下げについては重大な問題として大臣の御調査の結果を御報告願いたいと思つて御報告がございまして、それに関連してお伺いしたいと思つてお伺い申し上げます。

○犬養國務大臣 岡田委員にお答え申し上げます。ただいまの点は、結論から申し上げます。これは検察庁の非常な失態でありました。このような失態を出したことに對しては、国民の名に

おいて深くおわびをしなければならぬと思つてお伺い申し上げます。一通り経過を申し上げたいと思つてお伺い申し上げます。

山田長吉君を起訴するに至つた経緯は、昭和二十六年十二月二十七日、札幌市役所において発生した氏名不詳者十名にかかわる建造物侵入不退去事件について、被疑者を検挙した札幌市の警察本部警備課長白鳥一雄の処置を不当として、同月の十二月下旬ごろから翌年すなわち昭和二十七年の正月の中旬ごろまでの間、白鳥課長に対して郵便はがきで百通を越える脅迫状が来たわけでありまして、その件について二十七年の四月七日に札幌市の警察本部において山田長吉氏ほか三名を脅迫罪被疑者として逮捕した。右山田長吉氏に対しては筆跡を鑑定しました結果、犯罪の嫌疑が十分であると認めまして、同月二十八日札幌地方裁判所に公訴を提起した、これが経過でございます。なおつけ加えて申し上げますならば御承知のように山田長吉氏は五月一日保釈を許可されておるのであります。

次に公訴を取消すに至つた経緯を申し上げます。公訴提起当時の鑑定によれば、脅迫はがきの筆跡が被告人山田長吉氏の筆跡と同一性が認められ、さらに当時の捜査段階において判明した状況、証拠を総合して山田氏を犯人として推定するに足る相当の理由があつたと当局で思ひ込んだわけでございますが、その後の捜査によつて、他に真犯人と認められる者が発見されましたので、本年の七月九日公訴の取消し手続をとつたわけでありまして、こういうわけで、手取り早く言えば、近來たいへん珍しい失態だと思つてお伺い申し上げます。私の在任中にかかると

が生じたということに對して責任を感じておりました。ここにござりまする人権擁護局長からも徹底的に調べるよう命じてございまして、なお札幌において相当の地位を持つておる方でございます。この方に対してお気の毒さなうございまして、これは私に済まないと思つてお伺い申し上げます。また、これに對しては刑事補償法で賠償をいたしたいと思つてお伺い申し上げます。また、国家賠償法によつてどなたか私をお訴えくださいまして、私が訴えは正しく申し上げて、国家として弁償する方も開けてございまして、いかようにも御処置を願いたいと思つてお伺い申し上げます。後こういふことがあつてはならないと思つて、爾來いろいろ考へておるのであります。が、捜査に當つて極力先入主を持たないでやる、それから筆跡鑑定にいたしまして、できるだけ予算をとつて科学捜査の機械を取入れる。それをやつておるとどういふ間違いが起らないと思つてお伺い申し上げます。しかし機械がいくら上等でも先入主がある心の持主では機械を生かして使うことができません。私は札幌管内のみならず全国に於いてこの実態を通知して、かかることを繰返さざるよう嚴重に全国の検察庁に戒告したいと思つてお伺い申し上げます。さう御承知願ひます。

○岡田(春)委員 ただいま大臣からかような例はきわめて珍しいとお話があつたのでございまして、私もさうに考へます。かような例は最近の問題としてあまり私も聞いておらない例であらうと考へます。かような問題によつて無実の人々に対して人権蹂躪をするような結果になるだけに、こういう点については誠に大臣から地方各機関に對しても訓令を出して

だくことを強く要望いたす次第であります。それから今度の公訴を取下げるに至りましたこの事件については、たしか私は報告事件でなかつたかと思つております。と申しますことは、当時北海道におりました、この事件の起りました当時、再三検事正にも会いました。そのときこの事件は重大であるだけに、簡単に自分の一存では行かないという意味のことを再三言つてお伺い申し上げます。そうすると、単にこの事件については担当の検事の責任だけではないかと、検事全体の原則から言つても、また報告事件の性格から言つても、検事局長の責任としても、これも問題であらうと思つてお伺い申し上げます。その点まず報告事件であつたのかどうか。そしてまた担当の検事はだれであつたか、こういう点についてもお伺いをしておきたいと思つてお伺い申し上げます。

○犬養國務大臣 担当大きな失態でございまして、あくまでも全部にわたつて取調べたいと思つてお伺い申し上げます。ただ、今お尋ねの点はつまびらかになつておりません。しかし決して責任を回避するものではありません。徹底的に調べて御報告申し上げたいと思つてお伺い申し上げます。

○岡田(春)委員 またそこまでお調べでないようでありまして、担当の検事の名前はおわかりになつておりませんか。

○岡原政府委員 ちよつとそこまで調査が届いておりません。○岡田(春)委員 そうすると現地に對して調査をされたのでありますか、こちらだけで御調査になつたのでありますか。担当検事がわからないというよ

が生じたということに對して責任を感じておりました。ここにござりまする人権擁護局長からも徹底的に調べるよう命じてございまして、なお札幌において相当の地位を持つておる方でございます。この方に対してお気の毒さなうございまして、これは私に済まないと思つてお伺い申し上げます。また、これに對しては刑事補償法で賠償をいたしたいと思つてお伺い申し上げます。また、国家賠償法によつてどなたか私をお訴えくださいまして、私が訴えは正しく申し上げて、国家として弁償する方も開けてございまして、いかようにも御処置を願いたいと思つてお伺い申し上げます。後こういふことがあつてはならないと思つて、爾來いろいろ考へておるのであります。が、捜査に當つて極力先入主を持たないでやる、それから筆跡鑑定にいたしまして、できるだけ予算をとつて科学捜査の機械を取入れる。それをやつておるとどういふ間違いが起らないと思つてお伺い申し上げます。しかし機械がいくら上等でも先入主がある心の持主では機械を生かして使うことができません。私は札幌管内のみならず全国に於いてこの実態を通知して、かかることを繰返さざるよう嚴重に全国の検察庁に戒告したいと思つてお伺い申し上げます。さう御承知願ひます。

○岡田(春)委員 ただいま大臣からかような例はきわめて珍しいとお話があつたのでございまして、私もさうに考へます。かような例は最近の問題としてあまり私も聞いておらない例であらうと考へます。かような問題によつて無実の人々に対して人権蹂躪をするような結果になるだけに、こういう点については誠に大臣から地方各機関に對しても訓令を出して

だくことを強く要望いたす次第であります。それから今度の公訴を取下げるに至りましたこの事件については、たしか私は報告事件でなかつたかと思つております。と申しますことは、当時北海道におりました、この事件の起りました当時、再三検事正にも会いました。そのときこの事件は重大であるだけに、簡単に自分の一存では行かないという意味のことを再三言つてお伺い申し上げます。そうすると、単にこの事件については担当の検事の責任だけではないかと、検事全体の原則から言つても、また報告事件の性格から言つても、検事局長の責任としても、これも問題であらうと思つてお伺い申し上げます。その点まず報告事件であつたのかどうか。そしてまた担当の検事はだれであつたか、こういう点についてもお伺いをしておきたいと思つてお伺い申し上げます。

○犬養國務大臣 担当大きな失態でございまして、あくまでも全部にわたつて取調べたいと思つてお伺い申し上げます。ただ、今お尋ねの点はつまびらかになつておりません。しかし決して責任を回避するものではありません。徹底的に調べて御報告申し上げたいと思つてお伺い申し上げます。

○岡田(春)委員 またそこまでお調べでないようでありまして、担当の検事の名前はおわかりになつておりませんか。

○岡原政府委員 ちよつとそこまで調査が届いておりません。○岡田(春)委員 そうすると現地に對して調査をされたのでありますか、こちらだけで御調査になつたのでありますか。担当検事がわからないというよ

が生じたということに對して責任を感じておりました。ここにござりまする人権擁護局長からも徹底的に調べるよう命じてございまして、なお札幌において相当の地位を持つておる方でございます。この方に対してお気の毒さなうございまして、これは私に済まないと思つてお伺い申し上げます。また、これに對しては刑事補償法で賠償をいたしたいと思つてお伺い申し上げます。また、国家賠償法によつてどなたか私をお訴えくださいまして、私が訴えは正しく申し上げて、国家として弁償する方も開けてございまして、いかようにも御処置を願いたいと思つてお伺い申し上げます。後こういふことがあつてはならないと思つて、爾來いろいろ考へておるのであります。が、捜査に當つて極力先入主を持たないでやる、それから筆跡鑑定にいたしまして、できるだけ予算をとつて科学捜査の機械を取入れる。それをやつておるとどういふ間違いが起らないと思つてお伺い申し上げます。しかし機械がいくら上等でも先入主がある心の持主では機械を生かして使うことができません。私は札幌管内のみならず全国に於いてこの実態を通知して、かかることを繰返さざるよう嚴重に全国の検察庁に戒告したいと思つてお伺い申し上げます。さう御承知願ひます。

○岡田(春)委員 ただいま大臣からかような例はきわめて珍しいとお話があつたのでございまして、私もさうに考へます。かような例は最近の問題としてあまり私も聞いておらない例であらうと考へます。かような問題によつて無実の人々に対して人権蹂躪をするような結果になるだけに、こういう点については誠に大臣から地方各機関に對しても訓令を出して

だくことを強く要望いたす次第であります。それから今度の公訴を取下げるに至りましたこの事件については、たしか私は報告事件でなかつたかと思つております。と申しますことは、当時北海道におりました、この事件の起りました当時、再三検事正にも会いました。そのときこの事件は重大であるだけに、簡単に自分の一存では行かないという意味のことを再三言つてお伺い申し上げます。そうすると、単にこの事件については担当の検事の責任だけではないかと、検事全体の原則から言つても、また報告事件の性格から言つても、検事局長の責任としても、これも問題であらうと思つてお伺い申し上げます。その点まず報告事件であつたのかどうか。そしてまた担当の検事はだれであつたか、こういう点についてもお伺いをしておきたいと思つてお伺い申し上げます。

○犬養國務大臣 担当大きな失態でございまして、あくまでも全部にわたつて取調べたいと思つてお伺い申し上げます。ただ、今お尋ねの点はつまびらかになつておりません。しかし決して責任を回避するものではありません。徹底的に調べて御報告申し上げたいと思つてお伺い申し上げます。

○岡田(春)委員 またそこまでお調べでないようでありまして、担当の検事の名前はおわかりになつておりませんか。

うなことで、あるいは現地に對して調査をされたのではないような感じを受けるのであります。

○岡原政府委員 大体今大臣からもお話がございました通り、詳細な点はお尋ねによりましてさらに資料を現地からとるはずでございますが、大体この種の事件の今までのやり来りといったしまして、報告が来ております。その報告を要約いたしましたのをただいま大臣が御説明になりましたわけでございまして、さらにいろいろ御希望の点がありまして、それにつけ加えまして私の方から現地にさらに詳細に照会をしたいと思ひます。

○岡田(春)委員 それではその報告に基いておつけようでございますが、基礎になつたところの証拠物件ですが、これはどういふものであつたか。そして何種類であつたか、そういう点をお伺ひしたいと思います。これは報告事項の中にあるはずであります。

○岡原政府委員 それは何通とかそういうことか、どこまで出ておりましたか、ただ筆跡鑑定の結果起訴したという程度の報告になつております。ですからそういう点は全部照会したいと思ひます。

○岡田(春)委員 これは私の方でわかつている限りでは、先ほど大臣がお話の通りに、数普通の脅迫の容疑となりましたはがきの中で、たつた三通が山田長吉君が書いたものであるという断定のもとに、そのはがき三通が今度の脅迫容疑の基礎の唯一の材料であつて、当時私も北海道におりました知つておるのであります。勾留中に本人の山田長吉君が、絶対にこれは自分のものでない。しかもさつぱららんな

話、比較的民主的な左翼政党的の場合において、被告人はあまりいゝんなことを言わないようでありまして、今度の事件に關しては、山田長吉君は、これは絶対に事実と違ふ、その証拠に自分が筆跡を書いてやると言つて、たしか八種類か九種類にわたつて自分の筆跡を書いて見せている。にもかかわらず札幌市警において、あるいはまた地検にまわされましてからも、その筆跡を對比した上で、しかも容疑が濃厚であるとして起訴をしてゐる。その当時の状況から見て、どうしてもわれわれ、それから本人はもちろんのこと、これが起訴になるべき理由はなかつたようにわれわれは断定いたしておつたのであります。それにもかかわらずこのようない起訴をしたということは何らかの政治的な意図、何らかの故意の意図があつたのではないかと考えざるを得ないのであります。その証拠に四月の七日に本人を逮捕いたしましたときに、本人の自宅を捜索いたしました。そのときに直接の脅迫容疑と關連のない労働党の中央委員会の決定書、これは印刷物であります。あるいは労働党の北海道地方本部の所屬黨員の名簿であります。これは本人が書いたものではないのであります。こういう書類を一緒に押収いたしてゐる事実がある点に於いて極力抗議をいたしまして、一部分押収の書類から削除もされたのであります。なにかつその中には山田長吉君が他人からもらひました名刺を入れた箱があらありますが、こういうものは押収をされ

たまま残つております。こういう点を考へてみると、脅迫という被疑事件と直接關係のない、何か政治的な意図を

持つてゐるものとしかわれ／＼には考へられないので、その当時から問題にいたしておりましたし、現在もこの公訴が取下げになりました場合において、なおさらその感を深くするのであります。こういう点についてもやはり大臣がこの問題を調べられる場合において、単に公訴の取下げの前後の關係だけをお調べになるのではなくて、そういう政治的な意図に基いて不当に捜索を行つたという点についても、徹底的に調査をお願いしたいと思います。

○岡田(春)委員 先ほど大臣の御答弁によりまして、明らかに今度はこの事件については失敗であつたというお話し

でございますが、どのような原因に基いて失敗であつたかによつては、検事の身分上私の問題についても問題が起つて来ると私は思ふのであります。もしこの事件について検察庁法の二十三條によると、検察官の適格審査会の規定もありませんし、こういう点を通じて糾明する必要も出て来るとは思ふまいかと思ふのであります。検事のこういうような失態に對しての扱ひ方について大臣はいかにお考えになりますか。

○犬養國務大臣 これはい人の処分のことでございまして、私自身の責任に於いて今率直に結論を申し上げていくのであります。十分調べまして刑事局からも問ひ合せると同時に、人権擁護局はさつそく調査を開始いたすと思ひます。その結果判明した結果によつて世間の疑惑が解けるような措置をしたい、こう考へております。

○岡田(春)委員 これは先ほど大臣が言われたように、あの公訴は取下げが済まないと、申訳ないことだけでは済まないと思ふ。片方の検事の方は、誤りを犯しても、間違ひましたと言つて平然としておられるが、一方それによつて被害を受けた被疑者本人は約三十日に近い間勾留されている。市會議員の地位並びに労働党本部書記長の名誉を著しく毀損されている。こういうような事実にもかかわらず検事の場合にはただ誤りでもございましたこと、今後人権を擁護する場合においては問題はいくら重大であると思ひます。そういう意味においてもこの点については嚴重に御調査を願つて、檢察官としての適格の問題についてまで触れていただいて、御調査願ひたいと思

うのであります。この点は要望いたしておきます。それから先ほどの大臣の御答弁にもございましたが、刑事補償を受けることは當然法の規定によつて受け得ることになつております。これは刑事補償法の二十五條でございまして、これによりまして一日二百円以上四百円以内という刑事補償の対象になつております。そうしますと、大体このような不当な事件がしかもただいま申し上げたような地位を毀損するがごとき事実が十分起つておりますだけに、四百円をもつてその刑事補償を得るといふようなことは、われわれにはとうてい考へられないわけでございまして、当然刑事補償以外に、すなわち國家賠償の問題についてもわれわれは要求せざるを得ないのであります。本人自身も当然それを要求すると思ひますが、これについても要求がございました場合に、大臣は善処されるお考えがあるかどうか、こういう点についてはつきり御明言をいただいております。

○犬養國務大臣 常識から言ひまして一日二百円から四百円というのは、御本人の災害からいふと、安いように思ひます。國家が刑事補償をして、これは誤りであつたという意思表示は相當重大な意味を持つと思ひますが、だからそれでお済ましなさいなどということを私は申しません。大体國家補償法ですか、法務大臣を相手にお訴へになることになりまして、これは自分の責任ですから、喜んで、というのも妙でありますが、お受けをして、りつぱに賠償できる道があれば、私も賠償さし

ておきます。それから先ほどの大臣の御答弁にもございましたが、刑事補償を受けることは當然法の規定によつて受け得ることになつております。これは刑事補償法の二十五條でございまして、これによりまして一日二百円以上四百円以内という刑事補償の対象になつております。そうしますと、大体このような不当な事件がしかもただいま申し上げたような地位を毀損するがごとき事実が十分起つておりますだけに、四百円をもつてその刑事補償を得るといふようなことは、われわれにはとうてい考へられないわけでございまして、当然刑事補償以外に、すなわち國家賠償の問題についてもわれわれは要求せざるを得ないのであります。本人自身も当然それを要求すると思ひますが、これについても要求がございました場合に、大臣は善処されるお考えがあるかどうか、こういう点についてはつきり御明言をいただいております。

○岡田(春)委員 先ほど大臣の御答弁によりまして、明らかに今度はこの事件については失敗であつたというお話し

ておきます。それから先ほどの大臣の御答弁にもございましたが、刑事補償を受けることは當然法の規定によつて受け得ることになつております。これは刑事補償法の二十五條でございまして、これによりまして一日二百円以上四百円以内という刑事補償の対象になつております。そうしますと、大体このような不当な事件がしかもただいま申し上げたような地位を毀損するがごとき事実が十分起つておりますだけに、四百円をもつてその刑事補償を得るといふようなことは、われわれにはとうてい考へられないわけでございまして、当然刑事補償以外に、すなわち國家賠償の問題についてもわれわれは要求せざるを得ないのであります。本人自身も当然それを要求すると思ひますが、これについても要求がございました場合に、大臣は善処されるお考えがあるかどうか、こういう点についてはつきり御明言をいただいております。

であげたい気持なり考えております。さよう御承知願います。

○岡田(春)委員 今大臣のお答えですと、国家補償法という御答弁ですが、これは国家賠償法だと思ひます。国家賠償法の適用をわれ／＼が要求した場合には、当然大臣としてはこれに対して適宜な処置をとつて本人に対しては大臣が賠償上の責に任ずる、こういうお考えがあるとわれ／＼解釈してよろしゅうございませうか。

○犬養國務大臣 解釈の通りでございます。

○猪俣委員 関連いたしましたして、私は要望だけしておきます。今の白鳥事件ですが、先般北海道から部厚な書類が私のところへ届きました、この白鳥事件というものは今迷宮入りになつておられるけれども、それに関連いたしました警察庁及び警察の活動について非常な疑惑があるという投書が私のところへ参つた。私今日実はそれを持つて参りませんので、次会にいたしますが、それはまるで初めから捜査の方向が違つておつて、共産党系一本でその方ばかり全力を入れておる、それは間違つておるといふことで再三忠告して、みづから進んでいろ／＼な事実をあげて他に容疑者があるといふことを申し出した人物があつた。その男の申し出した容疑者というのは遂に自殺をいたしました。そういう方向にどういふわけであるか調べを進めない。その人間は警察と非常に特殊な関係のある人物です。そこでみづから検察庁に名乗つて出て調べられた男から私のところへ、そのいきさつを詳細に書いて、これを明らかにしてもらいたいというて手紙が来ております。その男は原因と申します

が、原因情報といへば北海道の新聞には大々的に報道された事件であります。それらのことについても御調査をしていただきたい。機会がありますればその点についてお尋ねしたいと存じますから、今岡田君の質問に対する報告を求められるとともに、原因情報といつてくだされば、北海道の検察庁にはびんと来るはずであります、原因情報についての詳細なる事情の報告をお願いしますと相宜な捜査上の欠陥が出て来るかと存じますので、それをお願い申し上げます。

○岡田(春)委員 今猪俣委員からお話のありましたように、白鳥事件自体も非常に政治的な意図を持つておるものとしてわれ／＼は考えておるのです。原田君なる人より出された情報というものも、私も当時の前後の事情を知つておりますが、何ゆゑか検察庁において振りつゞされておるのであります。しかも握りつゞされたために、その方向によつての捜査が全然行われないうで、白鳥事件というものが左翼陣営陣のために利用され捜査されているという印象がきわめて深いのであります。先ほど申し上げた山田長吉君の場合にいたしましても、前の委員会ですら上げた通りに、何か札幌の市会において警察当局についての予算審議の問題で徹底的にこれを追究したその意図返しにこれをやるというような形であります。これは当時の新聞においても発表されておりますし、当初からこの白鳥事件は政治的な意図をもつて行われておる印象がきわめて強いのでございまして、その点を究明する意味においても原田情報を中心とする白鳥事件

の捜査についても、嚴重にひとつ御調査をお願いしたいと思つております。先ほど私の調査をお願いした件並びに白鳥事件の関係は、この国会中に報告のできるように至急おとりはからい願ひたい、かように善処方をお願い申し上げます。

○小林委員 木村武雄君。

○木村(武)委員 福永官房長官にお尋ねいたします。数日来官房長官の出席を求めております。特に昨日は出席を要求して、お尋ねいたしましたから三時間有る官房長官の居所きわめて不明だつたのであります。君子である以上は出処進退を明らかにしておかなければなりません。君子でありますかどうか。また本日は十一時に御出席されるというお話でありましたが、お待ち申し上げますこと五十五分でありました。吉田内閣以来、議院軽視の傾向がきわめて顕著である。これは私もどういふ国民にかわつてぬぐつておきたいと思つておりましたが、出席されなかつた理由が議院軽視の原因が有りますかどうか承つておきたいと思ひます。そうでなかつたならば、そうでないという点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○福永政府委員 当委員会から私に出席するようにとの御要求をいただきました。遅れましたことはまことに遺憾に存する次第でございます。私は実はきわめて雑用の多い立場でございますので、あちこち引きまわされておりました。昨日も決して行方不明等にしておつたわけではございませんが、あちこち東奔西走いたしましたので、行き違ひまして申訳ありません。本日も、しかと十一時には出席いたします。

所存であつたのであります。参議院議院運営委員会から出席を求められ、現在の国会の審議状況からみまして、会期延長その他いろいろの人事問題等について、簡単に済むと予定して参りましたところ、相当長時間にわたつて向うで御質問等を受けました。その方も実は全部済んだわけではないのであります。一時おひまをいただきたいと申す。こちらに参ります途中に、本日の記者会見をまだしていませんでしたので、クラブの方へちよつと寄りまして、その方での用事も済まして参りました。いすれにしても決して国会を軽視しているような次第ではございません。現実に出席が遅れたという点はまことに申訳ない次第でございます。決して国会軽視のゆゑにございませぬ。情でありましたことを何とぞ御了承いたされたいと思ひます。

○木村(武)委員 福永官房長官は吉田内閣のスポークスマンで、日常新聞記者に接触しておいでになります。あなたが発表されたことが正確に新聞記事に載つておりますかどうか、まずお尋ね申し上げます。

○福永政府委員 新聞の報道は、同じことを申しした場合におきましても、各社、各記者諸君の受取り方がいろいろである場合が往々にしてございします。実は私も内閣のスポークスマンとしていろいろのことを申しましても、同じことを言つたのがいろいろに伝わつてゐる事態をしばしば経験いたしておる次第でございます。きわめて明々白々のことでございますと、大体において同じように伝わることも多い

のでございませぬが、そうでないように伝わる、言葉のニュアンス等が私の申したのと違つて伝わる場合もありません。この事実は私も多分に認識いたしております。

○木村(武)委員 そうでなく伝わつた記事がありましたならば、ここで提示してもらいたいと思ひます。

○福永政府委員 ときたまそういうことを経験はいたしておりますが、ちよつと今ここで何日のどの記事がということとは正確に記憶いたしておりませんので、御容赦願ひます。

○木村(武)委員 正確に伝わらないがために訂正された事件がありましたならば、承りたいと思ひます。

○福永政府委員 これは違つたと思ふことがとき／＼ございませぬが、私は性分として一々違つたといふことで抗議を申したり、そのことについて訂正を求めたりということは、いまだ正式にそういう手続をとつたことはございませぬ。

○花村委員 新聞記者に発表をなさることは、官房長官として毎日行事の一つとしてやつておるようになつておりますが、それはそれでよろしいか。

○福永政府委員 政府の正式の発表等はおおむね毎日数回にわたつて、定時の会見等をして、その際に行つておる記者諸君に話すようにいたしております。その他に、定時会見でない場合に人が参られて、ひよいと聞かれたりするようなことがないでもございませぬ。でございますが、政治上のこと等につきましても、原則として会見のときに話すことを定例としたしております。その他の場合





日本の現状にとつてもゆゆしき国家的の問題である。そうですすから自殺する前にそういうような首つりの事件もあつた、そういうなかつ自殺をした、こういうような二つの原因からたずねまして、あるいは拷問の結果あるいは人権蹂躪の結果自殺したのであるというふうなことが出ないとも限りません。そういうふうなことをお調べになるのが内閣の立場ではないか。一福永、一官房長官の地位の問題ではない。日本の民主主義が確立されるためにはすばらしい犠牲が払われ、そのすばらしい犠牲を払つて確立いたしましたこの民主政治というものは、私たちが場合によつたらば死を賭しても守らねばならない。そうした重大な問題と一福永氏個人の問題を交換すべき問題ではない。特にあなたは、人権蹂躪の事実があつた場合においては、身をもつてもその事実を探索して、日本の民主政治を守る立場に立つておられるのではないか。それを公私混淆されまして、聞いているおつたけれどもなおかつ探索するに至らなかつたというふうなことであつたらば、民主政治を守る大番頭たる資格はないではないか、こういうふうに私は判断するのであります。お調べにならないか。それから警察当局を調べている以上層部をして徹底的になぜお調べにならないか。この問題だけは、一福永派の選挙違反の問題ではないのであります。人権蹂躪の結果自殺になつたのであるか、しからざるものであるかということとは徹底的に調べる必要がある。個人にとらわれればそういうことを承知しておい

でになりながら、個人にとらわれてお調べにならないか。これは重大な失態だと考えておりますが、あなたのお気持はどうでありますか。  
○福永政府委員 私の聞きましたことは、そういうことではなかつたかというふうな意味で聞いたのでございませう。そういうことを聞きまして、いろいろのことを考えてみたのでございませう。ただいま御指摘のごとく、今の日本において人権蹂躪というふうなことがあつてはならない。現在の私の立場においては、個人的立場でなくて、そういうことがあるような事態に対して断固対処しなければならぬという今の木村先生のお話でございませうが、実は私も当時相当錯綜した気持ちで、しかもあの当時これは私自体が見たわけではないので、十分の確信もなかつたわけではございません。私なりの関係の者がいろいろ言ひなさいと、自分の立場を弁護するような誤解を受けてはと思ひましたし、なお事は重大なことではございませんから、私といたしましては、あの当時、客観的に第三者の立場でお調べになるように新聞その他の報道等によつて承つておりましたので、そういうことが進捗すればおのずから明らかになるであろうという期待を持つていた次第であります。ただいま木村先生の御指摘のごとく、私自身もつと積極的であるべきだつたというふうなことは、私もいろいろ考え、また若干の者とも相談いたしました結果、私どもの立場の者はむしろ静観して、客観的に、そのことが明らかになれることとがよいと考えておつた次第でございませう。あれから大分時日を経過いたしましたのでございませうが、実は問題の性質

上客観的にいろいろ明らかになれることがよいので、私どもの立場の者が言うことはいいかかという心境に現在でもいるわけでございませう。しかし木村先生のおつしやいませうこともまた私どもとしては、もとより考えなければならぬ次第でございませう。いずれにいたしましても、ずつと経過を見て、私のとりました態度があれでよかつたかどうかということは、私自身も十分に確信がない次第でございませう。  
○木村(武)委員 川上長蔵君の死は発表されておりますけれども、死に至らした原因といふものはいまだ究明されてない。先ほど申し上げましたように、その前に縊死する意思をもつて便所に行つてやつた痕跡すらも残つていない。その二つの事実を顧みまして、あるいは人権蹂躪の結果川上長蔵氏は自殺したかもしれないという結論が出て来るのであります。福永官房長官は個人福永と、官房長官たる福永という地位をこつちやにしておる。あなたは民主主義を守らなければならぬ大番頭である。その大番頭たる地位に立つて以上は、民主政治のためにはもつと勇敢でなければならぬ。それを個人福永の選挙違反事件と混淆されていふことは、私は民主政治を守る吉田内閣の大番頭たる資格はないのではないかと、こういう結論が出ることをおそれるのであります。でありますから爾今注意されまして、公私混淆をされないように、民主政治を守る点にあなたはもつと勇敢にやつてもらいたい。

それからあなたの選挙違反に關連いたしましたことは、与野町長が辞職をされたことは御承知と思ひます。与野町長の辞職であります。私はいふ立場に立つて与野町長が辞職をされたことは当然だと考えておりますが、その辞職の声明書が出ております。その声明書を参考のために読んで見ると、「声明書要旨、町政明朗化のためにあえて町長を辞任することにした。先般来内閣官房長官福永代議士の選挙に關し、私の不徳から公職選挙法違反の容疑を受け、町民各位に御心配をかけ、まことに申訳ない。事件はすでに司法の審理中に属し、近く公正なる判定を見ることではあるが、最近町内一部にきびしい批判があり、不明朗な空気が濃化していることは、私の本意とするところではなく、この際道義的責任をとつて空気刷新のため辞意を決したものである。こういう声明書を出しておりますが、この心境はあなたにとりましてどういふように響きますか、お伺いします。  
○福永政府委員 前与野町長は私と最も懇意な人間の一人でございませう。自分は潔白を確信しておるといふことを本人は申しておりましたが、いづれにしてもそういうことと客観者になつたということ、職にとどまつていふことを欲しないということ、本人も私のところへ来て申しました次第でございませう。その声明書は私拝見しております。選挙区へほとんど行つておりませんが、現時では私の関係でございませうが、ほかのごく近隣のところにも、客観者になつていた同じような町村長の立場で、そのまま現職にとどまつている人もあります。どちらにすべきかといふことでは、本人に對しまして進言する人もあつたやうであります。前与野町長でありま

す中村君は、いろいろ考えた結果やめるといふことに決したのでございませう。いろいろ取調べが進んでつぎつぎから身を処するよう、方途をきめてもいいのじやないかという意見も実はあつたわけでございませう。本人の心境につきましてはいろいろ見方はございませう。私にも相談がありました。実は私選挙のころの事態をあまり詳しく承知しておりませんので、すから、結局本人の意見に従うことにいたしました。本人がこうするといふことに私は従うべきだといふ心境であつたわけではございませう。いづれにいたしまして、そういうふうな公職を辞するといふような事態が生じたことは、私に對しても非常に遺憾に存じている次第でございませう。  
○木村(武)委員 私がお尋ねいたしましたのは、与野町長が町政明朗化のために辞職をされた。それはあなたの御判断で、見上げた精神であるか、見下げた精神であるか、それを聞きましておるのであります。人の批評を聞いておるのではないのです。まことに見上げた精神であるとお考えになつたらば、見上げた精神である。今どき辞職することはけしからぬ、見下げた精神であるとお考えならばそれでよろしい、どちらでもけっこうです。  
○福永政府委員 本人がみずから潔白であるといふことをかたく信じていると言つておるのであります。そういう建前からすると、やめることはいかかとも思われるのであります。一面におきまして、そういうふうな容疑を受けた立場で町政をやつて行くことはどうかといふ心境よりいたしました。彼みずからがそういう身を決したものと

ます。このことにつきまして私は私には日ごろの親友の一人といたしまして、私はその親友のやりましたことがまずいこととは思つておりません。親友がそういうふうになつたということにつきましては私自身もたいへん本人には気の毒に存じております。本人のとりました態度につきましては、私どもはこのとりました態度を守る心境であらねばならぬと考えている次第であります。

○木村(武)委員 さらに六月三十日に浦和で市民大会を主催いたしました団体は、市内の労組、婦人団体外十団体が主催いたしました。福永官房長官に対する辞職勧告決議というものが行われたのであります。大体私の承知いたしております範囲内から申し上げますと、選挙違反というものは選挙を争う者にとりましてはつきものであると申してよろしい。そういうような選挙違反ができませんでした。世の同情がその候補に非常に加わるのである。それが福永官房長官に対して同情でなくかえつて市民大会で辞職勧告の決議なるものが提出されている。これはあまり類例のないことである、私はこういうように感ずるのであります。その市民大会の決議を官房長官が受取りましたときに、その代表者に対して浦和市民大会の決議によつて自分は辞職すべきものではない、こういうことを言われたのであります。なるほど浦和の市民大会の決議によつて官房長官は辞職すべきものではないのであります。しかし自分の居住地であります浦和市におきましてこういうような市民大会が行われた。浦和の市政から見ましたならばこれは当然やめてもらわ

なければならぬという結論が出たかもしれません。そういうような浦和の市政を騒がしたという点に對しまして、浦和の市民を騒がしたという点に對しましてあなたはどういう感情をお持ちになつておられますか。これをお聞きしておきます。

○福永政府委員 市民大会という名のもとに集まりがございまして、その決議文を私のところにお持ちになりました。私代表者の方にお目にかかつてそれを受領いたしました。そのときに申し上げたのでございますが、この決議文には一切の公職から退くべしと、こういうことでございまして。浦和市民十数万の中で一部の方が確かにお集まりになつて、名前が市民大会というところではございせんが、私は浦和の住民所におりまして、特に縁由の深い土地の人から、こういう決議文を受領するということ、またそういう市民大会等があるというふうな、今木村先生のお言葉をもつてするならば市民を騒がせたとはいふことは、これは遺憾に存じている次第でございますが、一切の公職から退くべしというふうなことは非常に重大なことでございます。先ほどの木村先生のお話にもあるごとく、これは簡単に個人的な感情によつて処理すべき問題でないと思はれておつた次第でございます。あのころから非常にたくさんの手紙等も参りまして、一生懸命にやることにお前の責任だぞ、というふうな手紙をあちこちの人からたくさん受取つております。最近も何人かの方が見えて一生懸命やれと言つて私に激励文をくださった。そういう逆の例もあるわけでございます。私とい

たしましてはお騒がせいたしましたことにつきましては非常に申し訳ないと思存しますが、まあ千何百名かというお話でございます。そういう方がお集まりになりまして決議文を持つて来られたからといつて、これで一切の公職から退くというふうなこと、これはよほど考慮を要することだと現在でも考えている次第でございます。議員たるの立場、また官房長官にあるというふうなこと、こういうことから辞職とか何とかいうことにつきましてはよほど慎重でなければならぬと考えている次第でございます。なおいろいろ御質問になりましたが、前にも申し上げました通り私といたしましてはまことに遺憾にたえないと存じている次第であります。

○佐瀬委員長代理 なお御注意申し上げますが、本件は人権蹂躪並びに法務行政に関する調査の件でありますから、なるべくその線に沿つて質疑を続行願います。

○木村(武)委員 その線に沿つて質疑をしていられるつもりであります。

○佐瀬委員長代理 ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕  
〔佐瀬委員長代理 速記を始めて……。これをもつて暫時休憩いたします。午後零時五十二分休憩〕  
〔休憩後は開会に至らなかつた〕  
〔参照〕  
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕